

第2次忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会（第1回）

日 時：令和7年8月4日（月）午前10時

場 所：忠岡町役場 健康講座室

次 第

1. 委嘱状の交付
2. 委員長・副委員長の選任について
3. 策定委員会への諮問について
4. ワーキンググループの設置について
5. 事業概要の説明について
6. 計画の骨子について
7. 今後のスケジュールについて

第2次忠岡町子ども読書活動推進計画 策定委員会委員名簿

役職	氏名	所属	備考
委員長	柏原 憲一	忠岡町教育委員会 教育部長	
副委員長	石本 秀樹	忠岡町教育委員会教育部 理事兼学校教育課長	
委員	泉 亜希	忠岡町健康福祉部 健康づくり課長	
	藤原 直臣	忠岡町健康福祉部 こども課長	
	田口 順	忠岡町立忠岡中学校 校長	
	小山 昌二	忠岡町立忠岡小学校 校長	
	吉川 尚美	忠岡町立東忠岡小学校 校長	
	道口 康子	忠岡町立東忠岡こども園 園長	
	加納 優美	ピープル忠岡チャイルドスクール 園長	
	井手 康之	チューリップ保育園 園長	

忠教生第242号
令和7年8月4日

忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会
委員長 柏原憲一様

忠岡町教育委員会
教育長 大塚 孝

忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、
下記の事項を諮問します。

記

第2次忠岡町子ども読書活動推進計画について、調査、審議を行い、その計画
を策定し教育委員会へ報告する。

【計画の期間】

2026年4月1日から2031年3月31日まで

忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、本町の子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) こども園関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループの設置)

第 7 条 委員会の円滑な運営のため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員会において指名した者をもって構成するものとする。
- 3 ワーキンググループについて、必要な事項は委員長が定める。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 第 6 条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、生涯学習主管課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第2次忠岡町子ども読書活動推進計画 ワーキンググループ委員名簿(案)

氏名	所属	備考
伊藤 真	忠岡町教育委員会教育部 教育課長	
久貞 太公	忠岡町教育委員会教育部 教育課	
辻野 記子	忠岡町教育委員会教育部 教育課 (忠岡町図書館)	
花野 弘子	忠岡町教育委員会教育部 教育課 (忠岡町児童館)	
岩佐 由美	忠岡町健康福祉部 健康づくり課	
鹿津 絵里子	忠岡町健康福祉部 こども課	
岡 歩美	忠岡町立忠岡中学校	
矢野 優夏	忠岡町立忠岡小学校	
加守田 凧沙	忠岡町立東忠岡小学校	
川中 義博	忠岡町東忠岡こども園	
小玉 麻希子	ピープル忠岡チャイルドスクール	
樽井 美佳	チューリップ保育園	

第2次忠岡町子ども読書活動推進計画の策定にあたって

計画策定の目的

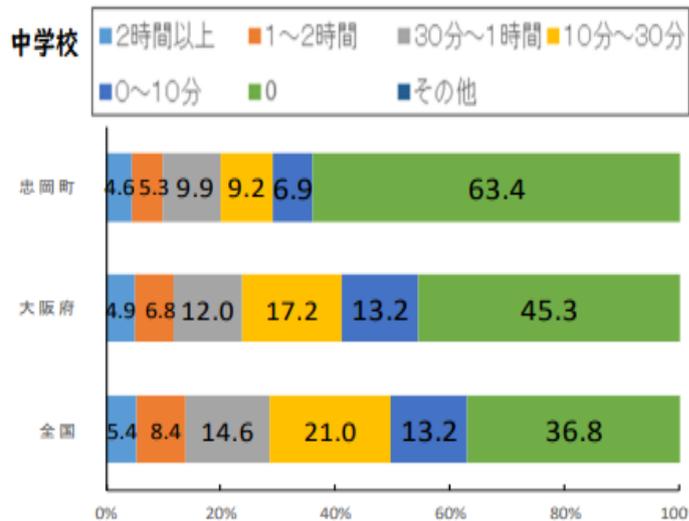
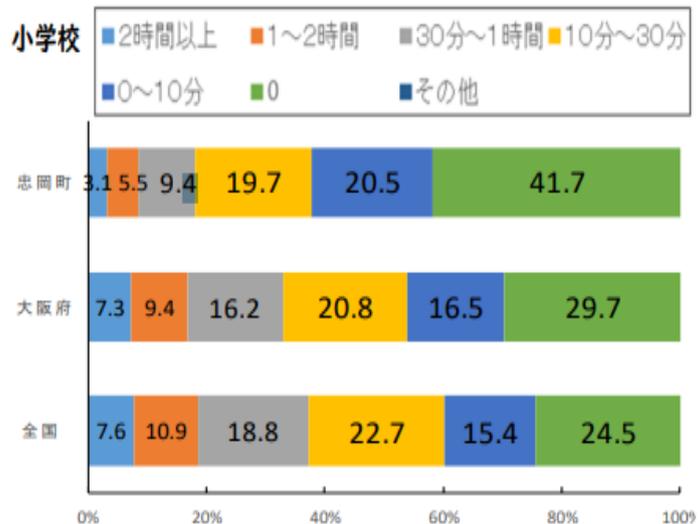
子どもの読書活動の推進に関する法律では、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである」との基本理念を示しています。

令和5年度全国学力・学習状況調査によると、忠岡町の公立の小中学校の児童・生徒における「普段、1日にまったく読書をしない割合」は児童41.7%、生徒63.4%と、いずれも全国平均（児童24.5%・生徒36.8%）及び大阪府平均（児童29.7%・生徒45.3%）より高い割合となっており、子どもの読書離れが進んでいる状況にあります。

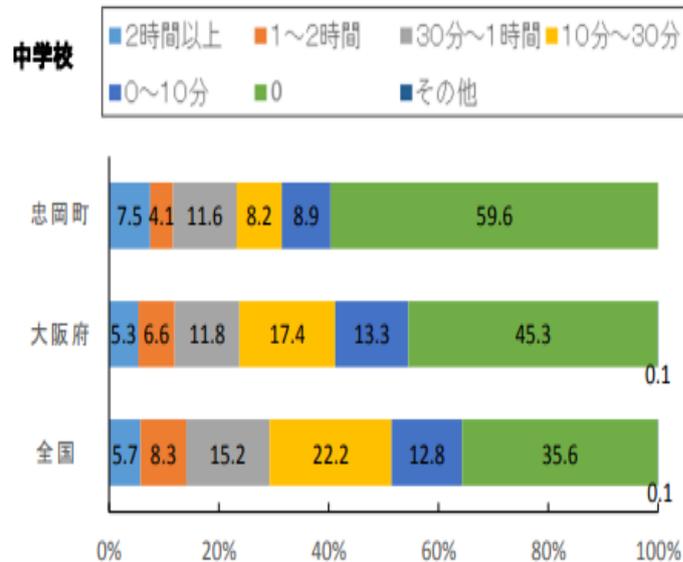
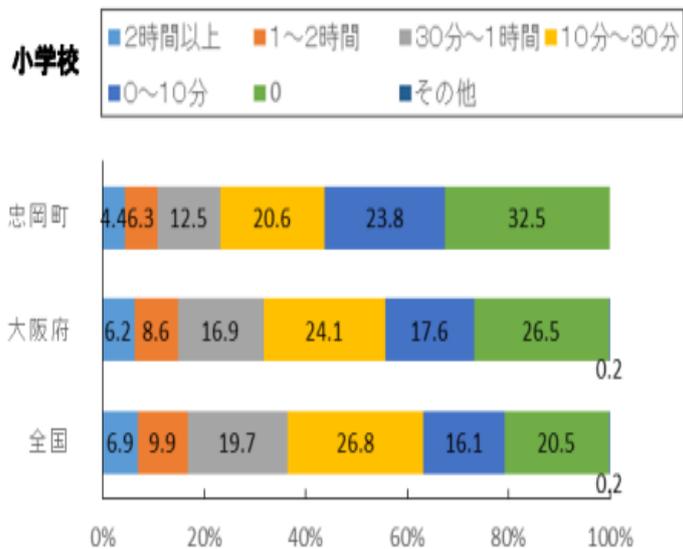
また、第1次こども読書活動推進計画策定前の平成29年度の同調査においては、「1日にまったく読書をしない」と回答した児童は32.5%、生徒は59.6%であり、当時も全国・府平均をやや上回る傾向が見られましたが、令和5年度にかけてさらに読書離れが進行している実態が明らかとなっています。

本町では、「第1次忠岡町子ども読書活動推進計画」の計画期間満了に伴い、これまでの取組の成果と課題及びこの間の社会状況の変化を踏まえ、より多くの子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりを行うため「第2次忠岡町子ども読書活動推進計画」を策定します。

令和5年度 全国学力・学習状況調査



平成29年度 全国学力・学習状況調査



国・大阪府の動向

①【国】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）」（令和5年3月策定）

■ 主な動向・背景

・読書バリアフリー法の施行（令和元年）

視覚障害や発達障害など、読書に困難のある人のための読書環境整備が法制化され、全国で読書のバリアフリー化が推進されている。

・GIGAスクール構想と教育DXの進展

1人1台端末の配備やネットワーク整備が進む中、学校教育におけるICT活用の拡大が図られ、読書環境にもデジタル対応が求められている。

・第6次 学校図書館図書整備等5か年計画（令和4年度～8年度）

すべての公立小中学校等で図書標準の達成を目指し、図書更新や司書配置の拡充が図られている。

・読書傾向の変化と課題

・読書冊数は長期的には増加傾向にあるが、不読率の改善は道半ば。
・マンガや動画視聴時間の増加とのバランスや、デジタル環境との共存が課題。

②【大阪府】「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月策定）

■ 主な動向・背景

・全国学力・学習状況調査との関連性

読書が好きな子どもほど学力が高い傾向にあることから、読書習慣の形成が重要とされる。

・ICT・SNS・動画の浸透

YouTubeやSNSを主とした情報摂取が進み、文章を読む習慣の低下が課題に。とくに中高生の読書離れが顕著。

・多言語・多文化の広がり

外国人児童の増加により、文化的多様性を考慮した読書環境整備が必要とされている。

・読書しない理由（大阪府調査）

読みたい本がない、読書の必要性を感じない、本を勧める人がいないなどの理由が挙がっており、きっかけづくりが課題。計画策定の経緯と課題認識について、第3次計画までの取組に一定の成果があるも、不読率は全国平均を上回る水準。家庭・学校・地域の連携や、多様な読書機会の創出が必要。

両計画に共通する動向・キーワード

- ・ ICT環境との共存（GIGAスクール・デジタル読書）
- ・ 読書バリアフリーの推進
- ・ 不読率の改善
- ・ 学生の読書離れと読書機会の減少
- ・ 社会情勢の変化（国際化、情報爆発時代等）への対応

計画策定の基本方針（案）

1. 多様な子どもが本と出会い、親しむ環境づくり

乳幼児期から中学生までの発達段階に応じ、誰もが安心して読書に親しめる環境を家庭・学校・地域で整備する。

2. ICT時代に対応した読書活動と地域連携の推進

GIGAスクール構想やデジタル化の進展に対応し、紙とデジタル双方により読書活動を支える。

3. 読書活動の魅力発信と意識啓発の充実

読書の楽しさや意義を発信し、子どもや保護者、地域全体の関心を高めるとともに、子ども読書活動の実践例や成果を広く周知することで、町全体の読書文化を育む。

第2次忠岡町子ども読書活動推進計画の骨子（案）

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の目標
4. 計画の対象
5. 計画の期間

第2章 子どもの読書活動の現状 アンケート結果について

第3章 子どもの読書活動推進のための方針

1. 読書に親しむ環境づくり
2. 読書活動推進に向けた家庭・学校・地域・行政などの連携
3. 啓発・広報

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1. 発達段階による読書活動の推進
 - 1-1 乳幼児期
 - 1-2 学童期
 - 1-3 青年期
2. 支援を必要とする子どもの読書活動の推進
3. 施設ごとの主な取組
 - 3-1 保健センター
 - 3-2 図書館
 - 3-3 就学前施設
 - 3-4 児童館
 - 3-5 小学校
 - 3-6 中学校

年	月	策定委員会	作業部会	議会等	住民
R7	4				
	5				
	6				
	7				
	8	第1回 策定委員会・計画策定の概要			
	9		第1回ワーキンググループ		
	10				
	11	第2回 策定委員会・計画の素案報告	第2回ワーキンググループ		
	12			・12月議会(素案)報告 ・教育委員会会議	パブコメ 
R8	1				
	2	第3回 策定委員会・計画(案)策定	第3回ワーキンググループ		
	3			・3月議会計画(案)報告 ・教育委員会会議	計画公表